

地域主権改革推進一括法に係る条例制定一覧

専門分科会	障害者福祉専門分科会
-------	------------

1 条例の制定状況等

No.	法令名	制定条例等	事業（施設）名等	基準の比較			目的・解説
				市の基準	国の基準	県の基準	
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法から法律名変更（H25年4月から））	長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例	1 居宅介護	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。	(1) 従業者の研修の規定はあるが、管理者について研修の規定がない。	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。	(1) 管理者も研鑽を積むことで、資質の向上を図る。
			2 重度訪問介護	(2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。	(2) 自己評価の規定はあるが、外部評価についての規定がない。	(2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。	(2) サービス向上に有効な内容のため、外部評価の規定を追加する。
			3 同行援護	(3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(3) 基準なし	(3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(3) 差別禁止は、障害者にサービスを提供する事業所の基本原則として重要なことであるので追加する。
			4 行動援護	(4) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護のサービス内容等の計画の定期的な見直しを行うよう努めなければならない。	(4) 基準なし	(4) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護のサービス内容等の計画の定期的な見直しを行うよう努めなければならない。	(4) 他のサービスは見直し規定があるが、居宅介護等はないため、定期的に見直しをすることとし、より適切なサービスの提供を図る。
			5 療養介護	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。	(1) 従業者の研修の規定はあるが、管理者について研修の規定がない。	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。	(1) 管理者も研鑽を積むことで、資質の向上を図る。
			6 生活介護	(2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。	(2) 自己評価の規定はあるが、外部評価についての規定がない。	(2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。	(2) サービス向上に有効な内容のため、外部評価の規定を追加する。
			7 短期入所	(3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(3) 基準なし	(3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(3) 差別禁止は、障害者にサービスを提供する事業所の基本原則として重要なことであるので追加する。
			8 重度障害者等包括支援				
			9 共同生活介護	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。	(1) 従業者の研修の規定はあるが、管理者について研修の規定がない。	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。	(1) 管理者も研鑽を積むことで、資質の向上を図る。
				(2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。	(2) 自己評価の規定はあるが、外部評価についての規定がない。	(2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。	(2) サービス向上に有効な内容のため、外部評価の規定を追加する。
				(3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(3) 基準なし	(3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(3) 差別禁止は、障害者にサービスを提供する事業所の基本原則として重要なことであるので追加する。
				(4) 共同生活住居は、入所施設、病院及び通所施設の敷地外に設けなければならない。	(4) 共同生活住居の設置場所の基準を入所施設及び病院の敷地外とする。	(4) 共同生活住居は、入所施設、病院及び通所施設の敷地外に設けなければならない。	(4) 夜間の生活の場である住居と昼間の通所の施設を分離して、地域と隔てられた施設化を避け、利用者と地域社会のつながりを確保する。
			10 生活訓練	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。	(1) 従業者の研修の規定はあるが、管理者について研修の規定がない。	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。	(1) 管理者も研鑽を積むことで、資質の向上を図る。
			11 機能訓練	(2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。	(2) 自己評価の規定はあるが、外部評価についての規定がない。	(2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。	(2) サービス向上に有効な内容のため、外部評価の規定を追加する。
12 就労移行支援							
13 就労継続支援A型	(3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(3) 基準なし	(3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(3) 差別禁止は、障害者にサービスを提供する事業所の基本原則として重要なことであるので追加する。			
14 就労継続支援B型							

地域主権改革推進一括法に係る条例制定一覧

専門分科会	障害者福祉専門分科会
-------	------------

1 条例の制定状況等

No.	法令名	制定条例等	事業（施設）名等	基準の比較			目的・解説
				市の基準	国の基準	県の基準	
			15 共同生活援助	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。 (2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。 (3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (4) 共同生活住居は、入所施設、病院及び通所施設の敷地外に設けなければならない。	(1) 従業者の研修の規定はあるが、管理者について研修の規定がない。 (2) 自己評価の規定はあるが、外部評価についての規定がない。 (3) 基準なし (4) 共同生活住居の設置場所の基準を入所施設及び病院の敷地外とする。	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。 (2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。 (3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (4) 共同生活住居は、入所施設、病院及び通所施設の敷地外に設けなければならない。	(1) 管理者も研鑽を積むことで、資質の向上を図る。 (2) サービス向上に有効な内容のため、外部評価の規定を追加する。 (3) 差別禁止は、障害者にサービスを提供する事業所の基本原則として重要なことであるので追加する。 (4) 夜間の生活の場である住居と昼間の通所の施設を分離して、地域と隔てられた施設化を避け、利用者と地域社会のつながりを確保する。
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法から法律名変更（H25年4月から））	長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例	1 施設入所支援	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。 (2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。 (3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (4) 利用者が社会参加するため、必要な情報の提供等の支援を行うよう努めなければならない。 (5) 利用者が入所施設から地域生活への移行を希望した場合には、必要な支援を行うよう努めなければならない。	(1) 従業者の研修の規定はあるが、管理者について研修の規定がない。 (2) 自己評価の規定はあるが、外部評価についての規定がない。 (3) 基準なし (4) 基準なし (5) 基準なし	(1) 管理者に対しても研修を実施するよう努めなければならない。 (2) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。 (3) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (4) 利用者が社会参加するため、必要な情報の提供等の支援を行うよう努めなければならない。 (5) 利用者が入所施設から地域生活への移行を希望した場合には、必要な支援を行うよう努めなければならない。	(1) 管理者も研鑽を積むことで、資質の向上を図る。 (2) サービス向上に有効な内容のため、外部評価の規定を追加する。 (3) 差別禁止は、障害者にサービスを提供する事業所の基本原則として重要なことであるので追加する。 (4) 入所者の社会参加の促進のため、情報の提供等支援を行う。 (5) 利用者が、入所施設から地域生活移行を希望した場合には、その意思を尊重して地域移行できるように努めるものとする。
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法から法律名変更（H25年4月から））	長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	1 療養介護 2 生活介護 3 機能訓練 4 生活訓練 5 就労移行支援 6 就労継続支援A型 7 就労継続支援B型	(1) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。 (2) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(1) 自己評価の規定はあるが、外部評価についての規定がない。 (2) 基準なし	(1) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。 (2) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(1) サービス向上に有効な内容のため、外部評価の規定を追加する。 (2) 差別禁止は、障害者にサービスを提供する事業所の基本原則として重要なことであるので追加する。

地域主権改革推進一括法に係る条例制定一覧

専門分科会	障害者福祉専門分科会
-------	------------

1 条例の制定状況等

No.	法令名	制定条例等	事業（施設）名等	基準の比較			目的・解説
				市の基準	国の基準	県の基準	
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法から法律名変更（H25年4月から））	長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	1 施設入所支援	(1) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。 (2) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (3) 利用者が社会参加するため、必要な情報の提供等の支援を行うよう努めなければならない。 (4) 利用者が入所施設から地域生活への移行を希望した場合には、必要な支援を行うよう努めなければならない。	(1) 自己評価の規定はあるが、外部評価についての規定がない。 (2) 基準なし (3) 基準なし (4) 基準なし	(1) 提供するサービスの質について、自ら評価を行うとともに外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。 (2) 利用者に対する差別禁止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (3) 利用者が社会参加するため、必要な情報の提供等の支援を行うよう努めなければならない。 (4) 利用者が入所施設から地域生活への移行を希望した場合には、必要な支援を行うよう努めなければならない。	(1) サービス向上に有効な内容のため、外部評価の規定を追加する。 (2) 差別禁止は、障害者にサービスを提供する事業所の基本原則として重要なことであるので追加する。 (3) 入所者の社会参加の促進のため、情報の提供等支援を行う。 (4) 利用者が、入所施設から地域生活移行を希望した場合には、その意思を尊重して地域移行できるように努めるものとする。
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法から法律名変更（H25年4月から））	長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例	1 地域活動支援センター	(1) 運営規定に、営業日、営業時間及び緊急時の対応を定めておかなければならない。 (2) 利用者に病状の急変が生じたときなどの緊急時には、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じなければならない。 (3) やむを得ない場合を除き、利用者に身体拘束等を行ってはならない。	(1) 基準なし (2) 基準なし (3) 基準なし	(1) 運営規定に、営業日、営業時間及び緊急時の対応を定めておかなければならない。 (2) 利用者に病状の急変が生じたときなどの緊急時には、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じなければならない。 (3) やむを得ない場合を除き、利用者に身体拘束等を行ってはならない。	(1) 施設の運営について、必要な項目を追加し、障害福祉サービス等に準じた内容とする。 (2) 病気を抱える利用者、サービスを利用する上での安心・安全を確保し、障害福祉サービス等に準じた内容とする。 (3) 原則として身体拘束を禁止することで、利用者の安心・安全の確保を図り、障害福祉サービス等に準じた内容とする。
6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法から法律名変更（H25年4月から））	長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例	1 福祉ホーム（長野市に該当施設なし）	(1) 基準なし (2) 基準なし	(1) 基準なし (2) 基準なし	(1) 利用者に病状の急変が生じたときなど、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じなければならない。 (2) やむを得ない場合を除き、利用者に身体拘束等を行ってはならない。	現在長野市には福祉ホームはない。福祉ホームは自立した社会生活等を営むための住居を提供するものであり、国の基準と同様とした。